

キッズプールパーク利用規則

第1条（規則の適用）

「キッズプールパーク」（以下、「プールパーク」といいます。）をご利用いただくお客様（保護者を含め、以下、「お客様」といいます。）には、この利用規則（以下、「規則」といいます。）に従っていただくものとします。

第2条（利用資格等）

プールパーク内に設置されたプール（以下、「プール」といいます。）をご利用いただけるお客様は、「グランヴィリオホテル宇奈月温泉」（以下、「当ホテル」といいます。）にご宿泊中のお客様で、満4歳から小学生までのお子様及び同伴する成人の保護者（以下、「保護者」といいます。）の方に限るものとします。

但し、おむつを着用する必要がないお子様については、満4歳未満であっても、保護者の方による同伴又は監督の下で、別紙添付のプール配置図において赤枠で囲まれている最大水深60cmの小プール（以下、「幼児用プール」といいます。）に限り、ご利用いただけます。

2. プールパーク内に設置された水上アスレチックについては、前項の定めにかかわらず、満6歳以上で、かつ身長が概ね110cm以上のお子様に関し、ご利用いただけるものとします。

なお、保護者の方は、水上アスレチックをお子様と一緒にご利用になることはできませんが、水上アスレチックの横でお子様を監督していただくものとします。

3. 身長が概ね140cm未満のお様がメインプールをご利用になる場合には、お子様1名につき保護者の方1名の同伴が必要となります。

また、身長が概ね140cm以上のお様がプールをご利用になる場合並びに身長が概ね140cm未満のお様が幼児用プールをご利用になる場合においても、保護者の方には、プールパーク内のプールサイド等でお子様を監督していただくものとします。

第3条（利用開始手続）

プールパークをご利用になる場合、ご利用前に必ず、保護者の方に、当ホテル所定の同意書（以下、「利用同意書」といいます。）に記載された注意事項等をお読みいただいたうえで、同意する旨のご署名をいただくものとします。

第4条（プール利用料）

当ホテルにご宿泊中のお客様には、ご利用に際し、プールパーク利用料はいただきません。

第5条（ライフジャケットの着用）

メインプールをご利用になるお客様の身長が概ね140cm未満である場合には、安心してご利用いただけるようライフジャケット（以下、「ライフジャケット」といいます。）をお渡ししますので、メインプールのご利用中は必ず着用してください。

2. ライフジャケットは、ご利用終了後に、プール監視員に返却していただきます。

第6条（営業時間）

プールパークの営業時間は、原則として15時から19時までとさせていただきます。

但し、維持管理の必要上、営業時間が変更される場合がありますのでご承知ください。

第7条（利用最終受付時刻）

前条の営業時間にかかわらず、ご利用いただく場合の最終受付時刻は、原則として営業終了時刻の1時間前とさせていただきます。

但し、プールパークでの営業の都合により最終受付時刻を変更する場合があります。

第8条（プール利用時の遵守事項）

プールをご利用になる場合、体調の管理はお客様ご自身の責任において行っていただきます。

2. プールのご利用に際し、次の規定を遵守していただきます。

- （1）プールに入る前には、必ず準備運動をし、シャワーを浴びてください。
- （2）体調の優れない方、ケガをしている方、皮膚病もしくは心臓病を患っている方、医師等から遊泳を禁止されている方、酒気を帯びている方及び入れ墨（タトゥーシール等によるものを含みます。また、その大小及び身体のいずれの部分に施されているかを問いません。）、ボディペイントを施された方のご利用は禁止させていただきます。
- （3）プールをご利用の際は、当ホテルの係員の指示に従ってください。
- （4）プールをご利用の際は、必ず水着を着用してください。
- （5）シュノーケル及びフィンの使用は禁止させていただきます。
- （6）プールへの飛込み、潜水及びその他の危険な行為並びに他のお客様の迷惑となる行為は禁止させていただきます。

3. 利用同意書に記載された内容又は前項各号の一にでも違反したお客様には、当ホテルの係員の指示に従ってプールパークから退場していただくほか、以後のプールパークのご利用を禁止させていただきます。

第9条（貴重品の取扱い）

貴重品は、その種類及び価格を明告したうえで、フロントにお預けになるか、貴重品ロッカーをご利用ください。

なお、以下の品物は、フロントではお預かり致しかねます。

お客様ご自身で保管してください。

- （1）クレジットカードその他の支払手段となるカード及び5万円を超える価格を有する物品、金銭
- （2）情報記録装置を有する機器（パソコン、携帯電話その他のIT機器）
- （3）個人情報に関わる物品（顧客名簿等）

第10条（プールパーク内に持ち込まれた手荷物）

お客様がプールパーク内に持ち込まれた手荷物は、お客様ご自身の責任で保管してください。

第11条（寄託物の取扱い）

お客様がフロントにお預けになった物品、貴重品又は現金（以下、「物品等」といいます。）について、滅失、毀損等の損害が発生したときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

但し、お客様からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについての損害賠償額は、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、10万円を上限とします。

2. お客様がプールパーク内にお持込みになった物品、貴重品又は現金であって、フロントにお預けにならなかったもの（貴重品ロッカー及び下駄箱への収容の場合を含みます。）について、当ホテルの責に帰すべき事由により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、5万円を上限としてその損害を賠償します。
3. 前二項に規定する当ホテルの責任制限規定は、債務不履行責任及び不法行為責任を問わず適用されるものとします。

第12条（忘れ物の取扱い）

お客様がプールパークを退場された後に、お客様の手荷物又は携帯品がプールパーク内に置き忘れられていた場合、当ホテルは、原則として発見日を含めて7日間保管するものとし、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署に届けるものとします。

但し、高価品及び貴重品については、発見後直ちに最寄りの警察署に届けるものとします。

また、廃棄物に類するものについては、翌日正午までにご連絡がない場合には、当ホテルにて任意に処分させていただきます。

なお、お忘れ物の性質上、直ちに処分するのが適当な物品については、直ちに処分する場合があります。

2. 当ホテルは、置き忘れられた手荷物及び携帯品については、適切な保管及びお客様への返還を早期に行うため、その内容物を任意に点検し、必要に応じ、前項に規定する処置をとることができるものとします。
 3. 第1項に基づき当ホテルが保管することとなったお客様の手荷物又は携帯品について、滅失、毀損等の損害が発生したときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。
- 但し、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、損害賠償額は1万円を上限とし、前条3項の規定を準用するものとします。

第13条（ホテルの責任）

当ホテルでは、この規則に基づく当ホテルの責任制限条項の規定内容にかかわらず、プールパークの利用契約及びこれに関連する契約の不履行又は不法行為によりお客様に損害を与えた場合において、当ホテルが付保する施設賠償責任保険が適用される場合は、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、当該保険により填補される保険金の支払額を上限としてその損害を賠償します。

第14条（お客様の責任）

お客様によるこの規則に違反する行為又はお客様の責に帰すべき事由により、プールパークの施設に損害が発生した場合には、お客様にその損害を賠償していただきます。

2. プールパーク内において、お客様の責に帰すべき事由により、他のお客様に損害を被らせた場合であって、当ホテルが被害者となったお客様にその損害賠償金額相当額を支払った場合には、当ホテルは、損害賠償義務者となるお客様に対し、当ホテルが支払った金額相当額の求償ができるものとします。

第15条（裁判管轄及び準拠法等）

お客様のプールパークの利用に関連して発生した全ての紛争に関する裁判管轄は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2. お客様と当ホテルとのプールパークの利用に関する契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
3. この規則が複数の言語で作成されている場合に、各言語による規則での記載に相違、矛盾その他の齟齬があるときは、日本語表記の規則の記載内容が優先するものとします。

第16条（規則の改定）

この規則は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

この規則が改定された場合、当ホテルは、改定後の規則の内容及び効力発生日を当ホテルのホームページもしくは当ホテル内に掲出するものとします。

付 則

この約款は、令和4年9月28日から適用します。

（令和5年2月20日 一部改定）

